

財団法人富岡操動物愛護基金寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人富岡操動物愛護基金（以下「財団」と言う。）と称する。

(事務所)

第2条 財団は、事務所を神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷柿の木平3023番地に置く。

(目的)

第3条 財団は、動物の適正な飼育法の指導、動物愛護思想の普及等を行うことにより、神奈川県環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設とに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 動物の飼育法に関する相談事業
- (2) 犬及び猫の不妊及び去勢手術の奨励事業
- (3) 犬及び猫の引取り及び譲渡の斡旋
- (4) 動物愛護思想の普及啓発
- (5) 動物愛護関係諸団体との連絡調整
- (6) その他財団の目的を達成するために必要な事項

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 財団の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 財団の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、且つ主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 財団の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て決める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署若しくは確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 財団の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その年度開始の日の30日前までに評議員会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算書類)

第12条 財団の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の承認を得た事業報告及び収支決算書類について、速やかに評議員会に報告をしなければならない。

(剰余金)

第13条 各事業年度において収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰り越し、又は基本財産に繰り入れるものとする。

第3章 役員、顧問及び職員

(役員の種類)

第14条 財団に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理 事 (会長及び副会長を含む) 6人以上10人以内
- (4) 監 事 2人

(選任の方法)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 会長は、財団を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員の人気は前任者の残任期間とし、増員により選出された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反及びその他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第19条 財団に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請に応じ、財団の事業について必要な助言を行う。

(事務局)

第20条 財団の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第4章 会 員

(会 員)

第21条 財団に、次の3種の会員を置く。

- (1) 普通会员 財団の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 財団に多額の寄付又は寄贈をした者で、会長が適当と認めたもの
- (3) 名誉会員 財団の運営に関し著しく功労があった者で、会長が適当と認めたもの

2 会員についての必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

第5章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第23条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、財団の運営に関し、重要な事項を議決する。

(開催)

第24条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は、理事の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(召集)

第25条 理事会は会長が召集する。

2 理事会を召集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第29条 やむをえない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数

- (3) 出席理事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 財団に、評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、その数は12人以上15人以内とする。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 第17条及び第18条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、第17条及び第18条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び機能)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、会務の執行に関する重要な事項につき会長の諮問に応じて調査審議して、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

(評議員会の開催)

第33条 評議員会は会長が必要と認めるとき、又は評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(評議員会の召集)

第34条 評議員会は会長が召集する。

- 2 評議員会を開催するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び会場を示して、開会の日7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(評議員会の議長)

第35条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第36条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第37条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第38条 やむをえない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ

じめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したもののみならず。

(議事録)

第39条 第30条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは、「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第40条 この寄付行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、且つ主務官庁の認可を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第41条 財団は、民法第68条1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、且つ主務官庁の承認があったときは解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、且つ主務官庁の承認を得て、財団と類似の目的をもつ公益法人又は国若しくは神奈川県その他の地方公共団体に寄付する。

第8章 雑 則

(委 任)

第42条 この寄付行為の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

付 則

- 1 この寄付行為は、許可のあった昭和63年6月21日より施行する。
- 2 財団の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあったときから、昭和64年3月31日までとする。
- 3 財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 財団の設立当初の役員及び評議員は、第15条第1項及び第2項又は第31条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項又は第31条第4項の規定により準用する第17条第1項の規定にかかわらず、役員にあって昭和65年3月31日までとし、評議員にあっては昭和64年3月31日までとする。
- 5 この寄付行為は、許可のあった2002（平成14）年3月21日より変更施行する。